

説明事項確認書

曾於市長 五位塚 剛 様

私は、曾於市が分譲する、さくら並木ニュータウン分譲地（以下「分譲地」という。）の購入申込みに際し、下記に分譲地住環境事項、別紙「分譲地周辺立地図」及び「騒音・振動・悪臭に関する規制基準」について説明を受け確認いたしました。

記

- 1 分譲地東側の財部工業団地隣接地に、中古農業機械の買取・販売業を営む企業があり、敷地内で修理、整備、販売等を行っています。
- 2 分譲地東側の財部工業団地隣接地に、園芸用土及び園芸・農業用肥料製造販売業を営む企業の資材置き場があり、有機質肥料の原材料（堆肥）を仮置きする場合があります。
- 3 分譲地東側の財部工業団地隣接地に、製造業（コネクタ等樹脂成型品製造、金型製造、自動車部品製造、金型製造）を営む企業があり、24時間機械等が稼働しており、土日祝日問わず車両（トラック・フォークリフト）及び人の動きが有る企業です。
- 4 分譲地の南東に製茶工場があり、工場内にて製茶加工機械が日中稼働します。また、例年4月から5月までの繁忙期においては24時間稼働する場合があります。
- 5 分譲地北側にJR九州日豊本線があり、上り（宮崎方面行き）16本、下り（鹿児島方面行き）17本の合計33本が平日運行しています。（令和3年10月4日現在）

令和 年 月 日

住 所
氏 名

印

財部地区宅地分譲地周辺地図

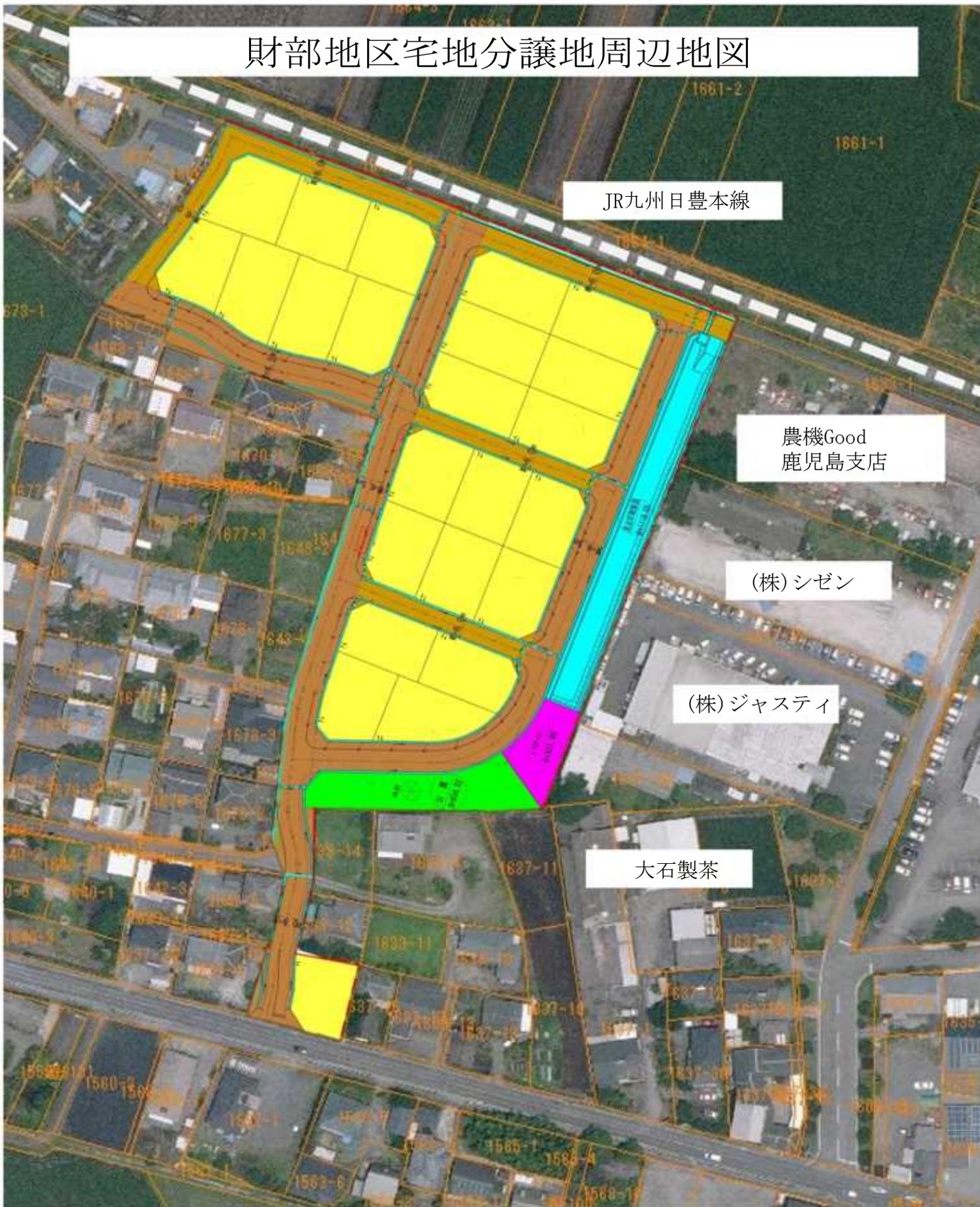
JR九州日豊本線

農機Good
鹿児島支店

(株)シゼン

(株)ジャステイ

大石製茶



曾於市の騒音・振動・悪臭に関する規制基準
【さくら並木ニュータウン分譲地区域】

1 騒音についての規制基準【平成24年曾於市告示第36号】

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項に規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域 区分	時間区分		
	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時～午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～翌午前6時
第3種	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル

※ 規制基準とは、特定施設を設置する工場等の敷地境界における騒音の大きさの許容限度。

2 振動についての規制基準【平成24年曾於市告示第38号】

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準

区域 区分	昼間	夜間
	午前8時～午後7時	午後7時～翌午前8時
第1種	60デシベル以下	55デシベル以下

※ 規制基準とは、特定施設を設置する工場等の敷地境界における振動の大きさの許容限度。

3 臭気についての規制基準【平成24年曾於市告示第39号】

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規定による当該規制地域に係る規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規制基準

特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	2ppm
メチルメルカプタン	0.004ppm
硫化水素	0.06ppm
硫化メチル	0.05ppm
二硫化メチル	0.03ppm
トリメチルアミン	0.02ppm

アセトアルデヒド	0.1ppm
プロピオンアルデヒド	0.1ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03ppm
イソブチルアルデヒド	0.07ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.02ppm
イソバレルアルデヒド	0.006ppm
イソブタノール	4ppm
酢酸エチル	7ppm
メチルイソブチルケトン	3ppm
トルエン	30ppm
スチレン	0.8ppm
キシレン	2ppm
プロピオン酸	0.07ppm
ノルマル酪酸	0.002ppm
ノルマル吉草酸	0.002ppm
イソ吉草酸	0.004ppm

※ 規制基準とは、敷地境界における物質濃度の許容限度。

(2) 法第4条第1項第2号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに(1)に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量

(3) 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質の種類	排出水の量の区分	規制基準
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.06mg/l
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.01mg/l
	$0.1 < Q$	0.003mg/l
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.3mg/l
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07mg/l
	$0.1 < Q$	0.02mg/l
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	2mg/l
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.3mg/l

	$0.1 < Q$	0.07mg/l
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	2mg/l
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.4mg/l
	$0.1 < Q$	0.09mg/l

※ Qは、工場その他の事業所から敷地外に排出される排出水の量 (m^3/s) を表す。